

高知県新型コロナウイルス感染拡大防止支援金 申請の流れ

1. 交付の要件 (対象営業期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

- ①県内で、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律第9条の2第1項又は、柔道整復師法第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を行っている者であり、かつ今後も継続して業務を行うこと。
- ②「鍼灸マッサージ施術における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」、「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿った感染防止対策を実施していること。
- ③申請者等が、暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。

2. 申請書類を入手

以下の(1)又は(2)のどちらかでの方法で入手します。

- (1)県に開設届を行っている施術所には、県から申請書を郵送します。
- (2)これから新たに施術所を開設する場合は、県福祉保健所(高知市は、高知市保健所)に施術所の開設届をした後、下記①又は②の方法で入手します。
 - ①県の各福祉保健所で受け取る
 - ②県庁ホームページから印刷 (県民室でも配布)

3. 申請書類の作成

○申請書 ○誓約書

【添付書類】

- ◇振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- ◇令和2年度に営業をしていることがわかる書類の写し(売上台帳など)

4. 申請書類の提出

○郵送 ※医事薬務課へ
郵送又は持参のこと

5. 入金

○口座に振込
※審査の結果、不交付となる場合があります

【申請受付期間】 11月1日～令和3年2月28日まで

【交付金額】 定額10万円